日本司法支援センター

法テラス

JAPAN LEGAL SUPPORT CENTER

春を待つ北アルプス・常念岳（写真提供：松本市）　松本市は今年5月1日に市制施行100周年を迎えます。「岳都」、「学都」、「楽都」の3つのガク都の顔をもち、松本城に代表される歴史と文化を誇り、自然が豊かで四季折々のうつろいがある、風情豊かな都市です。

創刊号
2007年3月1日
発行

Contents

2　**創刊記念対談**　山根基世さん（NHKアナウンス室長）・金平輝子 理事長
4　**基調報告**　「日本司法支援センターの現状と今後の課題」 常務理事　寺井一弘
6　**法テラス業務紹介**　法テラスコールセンター
8　**法テラス最前線**　「島でたった一人の弁護士として」 法テラス壱岐法律事務所　浦﨑寛泰
10　**地方事務所だより**　「アルプスの峰々まで届け法テラスの灯り」 長野地方事務所
12　**Information**　創刊にあたり・法テラスからのお知らせ

www.houterasu.or.jp
発行：日本司法支援センター

創刊記念対談

NHKアナウンス室長
山根　基世さん
×
日本司法支援センター理事長
金平　輝子

ことばで「生きる力」を育てたい。

その淡々として落ち着きのある語り口に、幅広いファンを持つ山根基世さん。
現在はNHKアナウンス室長として、全国500人のアナウンサーを率いるお立場でもあります。
ことばのプロフェッショナルである山根さんのお話には、
「ことば」に対する熱い思いが込められていました。

金平　私は「新日曜美術館」が大好きでずっと拝見しておりましたので、山根さんのことは身近に感じておりました。今日はこうしてお目にかかれてとても光栄です。

今はNHKアナウンス室長として大変なお立場ですね。

山根　私自身は、一アナウンサーとしてずっと生きていくつもりでしたので、室長になるなんて思いもしませんでした。局としても改革の嵐のなかでの判断だったのでしょうけれども、打診されたときは本当に驚きました。

この6月で2年になりますが、今はやってよかったと思います。

金平　そうおっしゃるのを聞けて、とてもうれしいです。

山根　アナウンサーというのはある種専門職ですから、ともすると自分ひとりの力でやっているような気になりがちです。組織全体を見渡せる立場になってみると、決してそうではない。NHKでは行政職と呼んでいますが、組織を動かす側の人たちが、見えないところで、どれだけ自分たちのことを思い、支えてくれているか。それによって、自分があれだけ気楽にアナウンサーとしての仕事に集中することができたのだということに、改めて気づきました。

金平　山根さんは、女性として初めての室長でもありますので、その点でのご苦労もおありでしょうね。

山根　常に「女性初」の肩書きを張り続けてこられた金平さんを前に申し上げるのは僭越ですけれども（笑）。NHKは、いまだに全職員に占める女性の割合が1割程度の「男社会」です。私が若い頃に味わった、女であるがゆえに思い通りにならない番組作りに対する思いであるとか、会議で発言しても自分の意見が通らないもどかしさをどう乗りこえてきたかを伝えていくことで、今必死にがんばっている女性たちが、ほんの少し、1ミリでいいから楽に生きられるヒントになれば、という思いがあります。

金平　決定の場に女が入れなかった時代が長かったですね。私が勤めていた都庁も、管理職試験こそ、名前を消して採点する「男女平等」でしたけれど、男性の試験官から、「あなた、男の上に立つんですよ。」なんて言われて、悔しい思いもしました。会議のしきたりも知らず、物事は会議の場で決まると思い込んでいたのに、どうもそうではないらしい、要するに「歴史は夜作られる」ということも、気づいたのは管理職になってからでした（笑）。

山根　そうなんですよ、そうらしいんですよ（笑）。そんなことも知らずに、会議の場で思ったことをじゃんじゃん話していたら、それがとんでもないお馬鹿さんだったことを後で気づいて、ずいぶん恥かしい思いをしました。

金平　今は時代も変わりましたが、これからの女性たちは、若いうちから組織のしくみを知り、自分の思いをきちんと表現できる力を持つことが必要ですね。

山根　本当にそう思います。社会にせよ組織にせよ、「ことば」によって動かすことができるわけですから、会議に限らず、ことばの力を磨いて、自分の思いを表現できることが、人間が生きていくうえで欠かせないことだと思います。

私がアナウンス室長になったときに掲げた目標のひとつが、話しことばのプロフェッショナルであるNHKアナウンサーだからこそできる社会貢献をしたいというものでした。今、子どもたちが一瞬の激情に駆られて、取り返しのつかない事件を起こしていますが、背後には、子供たちの、ことばによるコミュニケーション能力の不足があると言われています。NHKのアナウンサーは、放送開始以来80年余り、日本の話しことばを担ってきました。ことばによって人とかかわることはこんなに楽しいんだということを私たち

金平　輝子（かねひら・てるこ）
1927年生まれ。1950年東京都入庁。1981年東京都福祉局長。
1991年東京都副知事。2006年4月から日本司法支援センター理事長。

山根　基世（やまね・もとよ）

1948年山口県防府市生まれ。早稲田大学文学部英文学科卒業後、1971年、NHK入局。大阪放送局勤務を経て、1974年よりアナウンス室（東京）勤務。「ニュースワイド」「はんさむウーマン」「新日曜美術館」などの番組を経て、2005年6月からアナウンス室長。2005年大晦日には紅白歌合戦の総合司会を担当した。

が知らせて、人間を信頼できる子どもたちを育てていければと思っています。

金平　とても素晴らしいことですね。

山根　ささやかなアナウンサーの社会貢献にすぎませんが、そういうことが言えるのも、私が室長という「立場」になったからこそだと思うんですね。自分が思いを伝えれば、こうやって組織が動いてくれるんだ、それは私にとっては大変な驚きであり、今まで経験したことのない、ある種のやりがいです。

金平　それは、単なる肩書きとか権力ということとは違う、組織の役割分担の中での「立場」があるからこそできることなんですよね。今までと同じことばでも、立場が変われば、重みや影響力が違ってきます。

山根　全国津々浦々で、地域ごとの課題とも向き合いながら、徐々に番組作りが始まっています。5年10年かかっても、できるかできないかの大仕事ですから、後輩たちには、種は蒔いたからあとはみんなが育てていってね、と言っています。

金平　いまのお話を伺って、副知事になったときのことを思い出しました。都庁のエレベーターで、たまたま若い職員と2人だけになったときに、「金平さんが発言してくださったことによって、こんなことが改善されました。」と言われたんですね。今になって思えば、何も特別なことを申し上げたわけではありませんが、副知事という「立場」だからこそ意見を述べることができ、そして周囲が受け止めてくれたのだと思います。

山根　うれしいですね。そういうことも、「立場」に立たされてみないとわからないことですね。若い頃はまさか自分のことばで上の人間が励まされるなんて思わないですから。やはりそういうところでも、ことばの大切さを感じます。日本人は、自分が発言してもどうせ何も変わらない、というあきらめがあるように思います。そうではなくて、思いをことばにして声を上げることが、世の中を変える力になり得るんだという、「ことばの力」に対する信頼を持つ市民が大勢出てこないと、世の中はよくならないと思います。

金平　自立した、考える市民があってこそ、法律や制度が生かされるし、改善すべきところがあれば、それを変える原動力になるはずです。やはり世の中はことばありきなんですね。

法テラスには、長い間悩んで、やっとの思いで法テラスに「ことば」を発してくださったんだろうなと思われる、深刻な相談が数多く寄せられます。生きるための力が欲しくて、法テラスを利用してくださっている方もいらっしゃるでしょう。われわれは、単に「ものごと」の解決をするだけではなくて、トラブルを抱えた「ひと」を念頭に置きながら道案内することを、肝に銘じていかなければならないと思いました。ぜひ、「こんなこと」と思わないで、法テラスにことばを発していただきたいと思います。

山根　そういう気持ちで受け止めてくださるのは、市民としてはとても心強いですね。法テラスが、市民生活の「駆け込み寺」として定着することを願っています。

金平　今日はとても楽しいお話、貴重なご意見をお伺いすることができました。ありがとうございました。

日本司法支援センターの現状と今後の課題

日本司法支援センター
常務理事　寺井　一弘

1 「支援センター」の設立目的と理念

2004年の通常国会で成立した「総合法律支援法」を受けて、「日本司法支援センター」が昨年4月に設立され、10月2日から「法テラス」の愛称で業務を開始しました。そこで、まず「支援センター」構想がなにゆえに打ち出されたのか、その目的と理念を明らかにしておきたいと思います。

2001年6月に発表された「司法制度改革審議会意見書」は司法改革の根本的目的について、国民を統治の客体ではなく、統治の主体として位置づけ、「法の支配」を「この国の血となり肉となる」ことだと指摘していますが、それは、国民の間に生起する様々な紛争が、公正かつ透明な法的ルールのもとで解決される社会を目指すということでした。そして、2002年7月、「司法改革推進本部顧問会議」は「21世紀の日本を支える司法の姿」として「国民にとって身近でわかりやすい司法（Familiar）」、「国民にとって頼もしく公正で力強い司法（Fair）」、「国民にとって利用しやすく速い司法（Fast）」の「3つのF」の司法像を提示しました。この趣旨を受けて「総合法律支援法」は、その基本理念として、総合法律支援の実施及び体制の整備につき、「民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指す」ことと規定したのです。その意味で、市民の司法へのアクセス拡充が本当に実現できるかどうかこそが、今次司法改革の成否を決するといっても過言ではないでしょう。

2 「支援センター」の担うべき業務と現状

「支援センター」の本来業務として規定されていますのは、①司法情報提供　②民事法律扶助　③国選弁護　④司法過疎対策　⑤犯罪被害者支援の5項目です。

まず、第1の業務は「司法情報の提供」であります。これは、法的トラブルの紛争解決に役立つ法制度および関係機関の情報や資料を国民に提供することですが、その中核として構想されたのが「コールセンター」でした。そして、業務開始後4か月の間にコールセンターに寄せられた問い合わせは約9万3千件、これに地方事務所に直接アクセスした数字を加えると13万1千件でした。このことは、情報提供業務が国民にとって司法を身近にするために必要不可欠であることを実証しています。

次に、民事法律扶助は、資力の乏しい人に無料の法律相談を行ったり、訴訟費用の立て替えなどをする業務でありますが、現在「法律扶助協会」からの引継ぎを完了して基本的な体制を整え、サイクルが順調に動き始めているところです。業務開始後これまでの援助実績は、過去の通常月の援助予定を上回る形で進展しています。

また、国選弁護関連業務については、国選弁護人契約の締結、個

別事件についての国選弁護人候補の指名・通知、国選弁護人に支払うべき報酬・費用の算定・支払の3つが主な内容です。現在の契約弁護士の人数は全国で1万名以上となり、新たな国選弁護制度を担うに足る人数が確保できており、指名・通知業務も新しく導入された被疑者国選弁護事件への対応を含め、ほぼ想定された事件数の範囲内において業務が進められております。

さらに、犯罪被害者支援業務は、被害に遭った人やその家族に対し、損害や苦痛の回復を図り、支援に精通した弁護士を紹介するなどの仕事でありますが、これまでに約3千件の問い合わせがなされてきています。「精通弁護士」については、全国で約1,200名の弁護士が名簿登載されています。

そして、過疎地対策等の「常勤スタッフ弁護士」については、全国の地方事務所本所と支部、及び過疎地の地域事務所に配置を開始したところです。「支援センター」が司法過疎地域における法律サービス提供の担い手として、有能なスタッフ弁護士を十分に確保していくことは不可欠でありますので、今後も重点課題として取り組んでいきたいと考えています。

なお、「支援センター」は本来業務の遂行に支障のない範囲内で、委託業務を行うことができると定められています。日弁連は、これまで法律扶助協会が実施してきたさまざまな援助事業を委託したいと要請してきていますので、「支援センター」としては、総合法律支援の理念のもとに事業内容やその実施方法に関する細部の詰めを行っているところです。

3 今後の課題

まず、今回の司法改革において「法の支配」を「この国の血となり肉となる」ことと位置づけ、「いつでも、どこでも、だれでも」自らに必要とされる紛争解決に必要な情報を入手できることとされていますが、これは市民が「統治の主体」となっていく現実的な第一歩であるといえます。これに市民がどのようにアクセスすることができるか、そして、弁護士・司法書

士など法律専門職がこれにどこまで対応できるか、司法改革の真価が問われていくことになります。

次に、「支援センター」については、全ての関係機関が、「供給者側である法律家の視点」だけでなく、「利用者である国民のニーズの視点」からの制度設計を不可欠とされています。その意味で、弁護士会などにも、大きな視点の転換が必要とされますが、他方、「支援センター」を所轄する法務省も、今後、体制の充実のための財政措置の確保などに責任を持つことが強く求められます。

さらに新設の「被疑者国選弁護」は、第2段階の2009年には必要的弁護事件の約10万件にまで拡大されることになっており、刑事事件全般について逮捕勾留段階からの対応を迫られる文字通り「待ったなしの仕事」が始まりますが、この問題を如何に乗り越えるか、日弁連と刑事弁護に携わる全弁護士の情熱と力にかかっています。しかし、この制度の実現は、弁護士会の多年にわたる悲願そのものでありますので、この時こそ必要な弁護士数の確保と質の高い弁護を実現することが何より期待されるものと思います。

最後に、「支援センター」は国家によって訴追の対象とされる被疑者・被告人の権利を擁護することを任務とする刑事弁護の運営に関わることから、その独立性の意義が深く認識され、それが堅持され続けることが決定的に重要です。とりわけ「総合法律支援法」は契約弁護士等が独立して職務を行うことを規定していますが、「支援センター」が国からの独立性を確保したうえで、さらに、個々の弁護活動は、組織としての「支援センター」から独立して遂行されることになります。

今後、多くの市民とあらゆる関係者が、以上のような認識を共通にして「協働」の考えのもとで真剣な努力を行っていくならば、「支援センター」がわが国における司法のプレゼンスを質的にも量的にも飛躍的に前進させる役割を担っていくことは間違いないと確信しています。

法テラスコールセンター

法テラスの業務紹介・第1弾は、「法テラスの顔」コールセンターです。法テラスでは、東京都内にコールセンターを設置し、全国から寄せられる法的トラブルのお問い合わせにお応えしています。

法テラスコールセンターでは、お客様からのお問い合わせにこのように対応しています。

法テラスコールセンターの特徴

250人の多彩な専門家集団

法的トラブルといってもその内容は千差万別。どんな問い合わせにも適切に対応できるよう、法テラスコールセンターに現在登録している約250名のオペレーターのほとんどは、消費生活相談に関する有資格者、裁判所・検察庁OB、法科大学院生など、法的知識や経験を有する者です。そのため、年齢も20代から70代までと、コールセンターとしてはめずらしい幅広い構成となっています。英語による問い合わせにも、常時対応可能です。

また、難しい問い合わせにもお応えできるよう、法律アドバイザーと呼ばれる弁護士が常駐し、オペレーターをフォローする体制をとっています。

オペレーターが電話中に困ったときは、挙手をすると管理者が席に駆けつけ、相談にのります。困難な問い合わせの場合は、法律アドバイザー（弁護士）がフォローする体制をとっています。

高機能なコンピュータシステム

法テラスコールセンターは、お客様からのお問い合わせに迅速かつ正確にお応えできるよう、高機能なコンピュータシステムを採用しています。

オペレーターの操作性と効率性を考慮した画面構成、入力の負荷を軽減するためのさまざまな機能、多様な条件指定での検索機能などを備えています。これにより、電話対応時間7分・切電後の記録時間3分（いずれも平均）という効率的な対応を可能としています。

オペレーターの状態は、リアルタイムで管理者が把握できるようになっており、必要に応じて、指導することもあります。

オペレーターが使用する電話機とパソコン。電話機に受話器はなく、かわりに頭にヘッドセット（イヤホンとマイク）をつけ、パソコンを操作しながら応対します。

全国一律の電話料金

法テラスコールセンターの電話番号は、0570-078374（おなやみなし）。

0570 は「ナビダイヤル」といい、固定電話であれば全国どこからかけても市内通話料金程度（3分間約8.5円）でご利用いただけるものです。

（携帯電話からは20秒10円程度、公衆電話からは1分10円となります。）

法テラス

■情報提供業務のイメージ

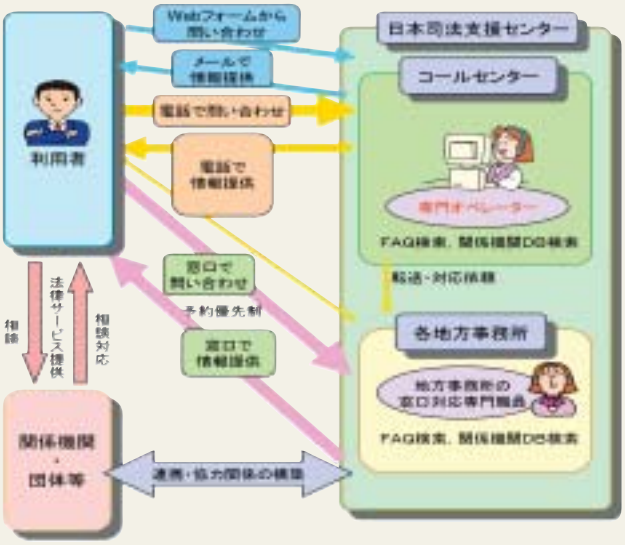

法テラスコールセンターは、総合法律支援法第30条1項1号に定める「情報提供業務」を、同法第2条の基本理念“民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現”にもとづき、いつでも・どこでも・だれでも気軽に法的トラブルのお問い合わせをしていただくことができるよう設置しているものです。

法テラスコールセンターは、いわば病院の総合案内所。法的トラブルにあい、どこに・だれに相談していいのかわからない方に、解決への道案内をいたします。

私自身は離婚したくないのですが、勝手に離婚届を出されるのではないかと不安です。

A　法制度紹介

本籍地の市区町村役場で実施している不受理申立という制度があります……

財産分与や子どもの養育費のことなど、自分ひとりでは不安なので、すぐに弁護士さんに相談したいのですが。

B　相談窓口紹介

それでは、お住まいの近くの○○弁護士会の法律相談センターをご紹介します。相談料は有料で30分5,250円程度かかります…

夫が調停を申し立て、裁判所から書類が送られてきたのですが、よくわからなくて不安で。夫は弁護士をつけているようですが、私はお金がないので弁護士をつけられません。

C　最寄の「法テラス」を紹介

窓口情報提供

それではその書類を持って「法テラス」へお越しください。法制度に詳しい専門の職員が、調停の手続きや今後のながれなどについてご説明します。

民事法律扶助

「法テラス」は、ご自分で費用を負担できない方のために、無料法律相談や弁護士・司法書士に代理等を依頼した場合の費用の立替を行う「民事法律扶助業務」も行っています。

オペレーターが休憩するときは、必ず管理者の許可を取ります。このくまさんは、「休憩中」のしるしです。

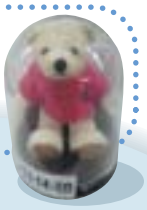

強固なセキュリティ

法テラスコールセンターは、個人のプライバシーにかかわる情報を大量に扱うことから、強固なセキュリティ体制をとっています。出入りには専用のカードキーを使用し、オペレーターは私物の持ち込み、資料等の持ち出しを禁じられています。

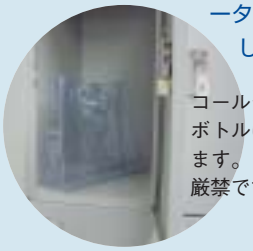

コールセンターへの私物の持込はペットボトルに入れた飲み物程度に限られています。もちろん、携帯電話の持ち込みは厳禁です。

資料の持ち込みや持ち出しは禁止されているため、各自の専用ファイルに入れ、業務のときだけ取り出して使用します。

メールによる情報提供も始めました。

法テラスコールセンターでは、メールによる情報提供も始めました。

法テラスホームページ http://www.houterasu.or.jp/ のご質問・ご要望のコーナーの「●電子メールによる情報提供（24時間受付）」から、専用フォーマットに記入して送信していただくと、法制度や相談窓口などの情報をメールで返信します。

法テラスコールセンター（おなやみなし）
0570-078374

犯罪被害者支援ダイヤル（なくことないよ）
0570-079714

平日 9:00～21:00　土曜日 9:00～17:00

●スタッフ弁護士活動報告

法テラス最前線

長崎県壱岐市

島でたった一人の弁護士として

法テラス壱岐法律事務所所長（常勤スタッフ弁護士）　浦﨑　寛泰

1 弁護士のいない島へ

筆者（相談室にて）

東京の法律事務所に1年間勤務した後、平成18年10月、法テラス壱岐法律事務所の所長（常勤スタッフ弁護士）として壱岐に赴任いたしました。

長崎県の壱岐市は、玄界灘に浮かぶ人口約3万2000人の離島です。博多港から高速船で1時間10分。南北約17km、東西約15km、島の端から端まで車で1時間もかからない小さな島です。長崎地方裁判所壱岐支部がありますが、これまで弁護士は一人もいませんでした。

2 開所3か月間の状況

地元新聞4紙の精力的な報道のほか、全国紙やテレビなどでも取り上げていただき、その効果もあってか予想以上に相談が殺到している状況です。

開所後3か月間に扱った法律相談件数（新規）は113件、このうち、多重債務の相談が49件でした。

多重債務の依頼者には、全員に家計簿を毎日つけてもらい、受任後も原則1か月に1回必ず弁護士自身が面談の上、家計簿をチェックし、生活の状況を報告してもらっています。そのためか、数字以上に忙しいというのが実感です。

多重債務以外の相談では、「壱岐ならでは」の相談というよりも、家事事件（離婚、成年後見等）、相続、土地境界トラブル、消費者被害等、日本全国どこにでもあるトラブルがこの島にも例外なくあるといった感じです。

3 壱岐には事件がない!?

開所前は、壱岐には事件がないのではないかと言われていました。

長崎地方裁判所壱岐支部の平成17年の民事通常訴訟件数は6件しかなく、平成13年から設置されている「ひまわり基金・九弁連壱岐弁護士センター」（毎週木、金の2日間、福岡等の弁護士が相談に応じている）の相談件数も、2日間で平均3、4件でした。

しかし、赴任が決まる前に初めて壱岐に来て目にとまったのは、パチンコ屋の周りに連なるサラ金業者の多数の看板でした。美しい島の風景には全く似つかわしくない景観を見て、少なくとも多重債務案件は相当数眠っているはずだという確信を持ちました。

4 弁護士が一人しかいないプレッシャー

島に弁護士が一人しかいないため、相談を断ることは容易ではありません。

「壱岐弁護士センター」を紹介しても、出張相談には限界があります。福岡の弁護士に会いに行くには船で往復しなければなりません（長崎市はもっと遠い）。

ほかに回せないので、相談自体は受けつつも、パンクしないよう相談実施日を制限するなどして対応せざるを得ません。

開所当初はほぼ毎日法律相談を実施していましたが、依頼者との打ち合わせや裁判所への出廷等が重なるようになり、相談は週2日間に限定しました。その結果、予約が3週間待ちの状態になってしまいました。

電話での完全予約制なのですが、直接事務所に来られて「すぐに相談に乗ってほしい」という方もおられますし、早朝事務所の扉の前で事務所が開くのを待っておられる方もいて、そういう方に「予約を取って3週間後に…」と言わなければならない事務職員の負担は相当なものです。「先生、明後日の午後4時から1時間空いています！」などと言われると「その時間は起案をしたいんだけどなあ…」とは言いづらいものです。

事務所は島の中心部の雑居ビルの3階にある。1階は土産物店、2階は飲食店。

5 被告人接見が大変！

壱岐には拘置所がないため、壱岐支部に起訴された被告人の身柄は、全件、起訴と同時に佐世保刑務所へ移監されます。接見のたびに佐世保刑務所に行かなければなりません。車と飛行機と高速バスとタクシーを使って半日かけて接見に行きます。壱岐空港と長崎空港間は早朝と夕方の2便しかありませんので、確実に

一日仕事です。もたもたしていると一泊する羽目になってしまいます。

おおっぴらには言えませんが、起訴後も移監しないでほしいなぁ、と思ったりもします。

6 なぜ壱岐？

私は岐阜県岐阜市の出身で、長崎県まして壱岐とは地縁も血縁もありません。しかし、この島の魅力に惹かれて、「絶対に壱岐に行きたい!!」

２人の事務職員

と言って赴任させてもらいました。

もともと、小笠原や御蔵島の出張法律相談に参加した経験があり、司法過疎地の中でも特に離島で働くことには興味がありました。

あるとき、日弁連が作成している「弁護士ゼロワンマップ」（弁護士が一人しかいない地域を青、全くいない地域を赤で塗った日本地図）を見て、九州の少し上にゴマ粒のような赤い点を見つけました。イキ？どんなところだろう？と、にわかに興味を持ち始めたのです。

7 夢の浮き島

壱岐は、古くから大陸文化の中継地として栄え、『魏志倭人伝』に「一大国（一支国）」として紹介されています。地形はなだらかで、全体の約33%が農用地です。「北部九州の奥座敷」として根強い人気がある島です（財団法人日本離島センター『SHIMADAS』　より）。

最大の観光スポットは「猿岩」と呼ばれる猿の横顔にそっくりな大きな岩なのですが、断崖絶壁に臨み、泰然と遥か彼方を眺める大猿の横顔は、一見の価値有りです。

そして、壱岐といえば、ウニ、壱岐牛、そして、麦焼酎です（私見）。壱岐のウニや、壱岐の牛肉を食べると、ほかの地域のウニや牛が食べられなくなるといいます。

壱岐は、麦焼酎の発祥の地でもあります。島内7つの蔵元がそれぞれ個性ある麦焼酎を作っていますが、島外では飲めない美酒に酔いしれたい方は直接壱岐においでください。ついでに、島内の「湯ノ本温泉」では、離島には珍しい茶褐色の温泉が楽しめます。

壱岐に赴任が決まる前の平成18年3月に初めて壱岐に来たとき、左京鼻の絶壁から海を1時間以上眺めながら、こんなに美しくかつ素朴な島で仕事ができたら幸せだろうなあ（ついでに、温泉も酒もあるし）と思い、壱岐に来ることを決意しました。

猿岩にて

8 壱岐の人々のためにできることすべてを

ここには書ききれない苦労や課題も多々ありますが、それ以上に島で唯一の弁護士としてのやりがいを感じる毎日です。プレッシャーもありますが、弁護士にとって「必要とされること」は何よりのエネルギーとなります。

時々コンビニの明かりが恋しくなったり（壱岐にはコンビニがありません）、日本一うまい（私見）池袋の某ラーメン店の味が懐かしくなったり、某チェーン店のカレー（5辛）が食べたくなったりすることはありますが、それ以上に、壱岐とそこに住む人々の温かさに触れることができます。地元の人は、夜遅くまで事務所の明かりがついているのを心配してか、何かと差し入れをしてくださいます（焼酎、肉、ウニ、あわびetc.）。

壱岐の人々のために、自分ができることはすべてやりたい。そう思わずにはいられません。

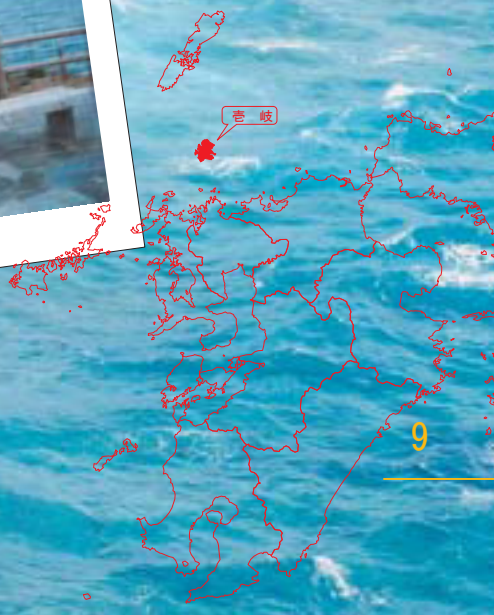

地方事務所からの報告

地方事務所だより from Nagano

アルプスの峰々まで届け法テラスの灯り

長野地方事務所の現状と今後の展望

長野地方事務所
所長（弁護士）　宮澤　建治

昨年10月2日法テラス長野が「もんぜんぷら座」4階にオープンしてから早くも4か月半が経過しましたが、情報提供業務、国選弁護関連業務、民事法律扶助業務はいずれも概ね順調に処理されているように思われます。

松本地域事務所もスタッフ弁護士が孤軍奮闘しており、民事法律扶助相談が多すぎて国選弁護事件を予定どおり受任できないきらいはあるものの、これまた概ね順調な滑り出しといえるでしょう。犯罪被害者支援業務は、精通弁護士紹介が1件という実績ですが、オープンして間もない時期としてはこの程度であろうと思われます。

法テラス長野の特色としては、情報提供業務の内窓口相談が全数の約3割を占めていることが挙げられます。他の地方事務所は電話による情報提供がほとんどであり、窓口相談はごく僅かと聞いていますが、これは、法テラス長野の事務所ビルが長野市の中心市街地にあり、ビル内にスーパー、育児センター、貸し会議室などがあることから、買い物や用足しのついでに市民が気軽に相談に立ち寄れるからではないかと推察しています。

法テラス長野のもう一つの特色は、長野方式と称して昨年10月12日から実施し始めた民事待機制名簿による弁護士紹介です。法テラス長野を経由して一刻も早く弁護士にアクセスしその援助を求めたいとの市民のニーズに応えるため、弁護士会が半日または一日単位に相談担当弁護士を予め決めておき、市民が自ら待機弁護士に電話連絡をして相談の予約をするというシステムであり、法テラス長野は弁護士会のこのシステムを紹介するというものです。このシステムが実施されてから現在まで75件を超える民事待機制名簿による弁護士紹介を行っており、このシステムは市民から歓迎され、定着するものと確信しています。

法テラス長野の役職員一同は、親切と思いやりを旨として、心を合わせ法テラスの業務に邁進していくつもりです。

身近で利用し易い雰囲気の地方事務所

―地域に根付いた法テラス長野―

事務局長　伊藤　勇一

長野県は、南北に約200kmもあり、かつ地理的にも複雑な県域を持っています。法テラス長野の所在地長野市は北に偏っていることから、法テラスが長野県民に有効に活用されるために県の中心に位置する松本市に地域事務所が設置されました。

両事務所の設置場所は、県民が身近で利用し易い雰囲気のある場所（「いつでも、どこでも、だれでも」の標語にふさわしい場所）を念頭に選択し、長野市の中心市街地にある複合型公共施設「もんぜんぷら座」内を長野市から賃借しました。松本地域事務所は、松本市から市庁舎内の会議室を貸与するとの申出をいただき事務所とさせていただきました。

長野地方事務所の入居ビルには、「13m×1.2m」の懸垂幕を掲出し法テラスと地方事務所を市民にPRしています。4階の事務所はエスカレータ前という絶好の場所にあり、入口付近は透明ガラスに法テラスのロゴマークと地方事務所名をカッティングシートで飾りました。また弁護士会会長、所長から贈呈していただ

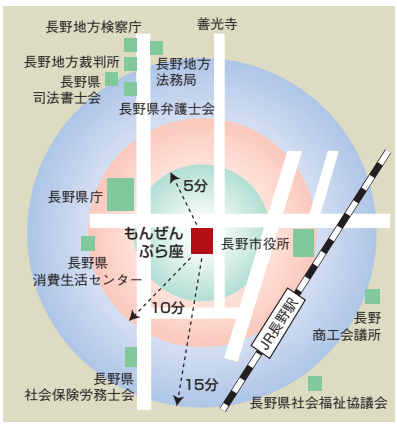

法テラス長野と関係機関の位置図

宮澤所長（左から4人目）と職員一同（左端が筆者）

いた植栽、情報提供専門職員のご主人から花の写真、所長の奥様の友人からアートフラワーをお借りし事務所内に飾り付けました。開放的で明るく、市民が利用し易い雰囲気となっています。

長野地方事務所は、所長と3名の副所長（いずれも弁護士）のもとに、事務局長、法律支援課長、常勤職員2名、非常勤職員1名、司法書士2名を含む窓口対応専門職員7名の計16名です。また松本地域事務所はスタッフ弁護士と常勤職員の2名体制で業務を行っています。法テラス発足直後から事務局長、法律支援課長、常勤職員を配置して準備を行ってきたため、業務開始以降特段の問題も生ぜず、順調に業務が推移しています。関係機関・団体との連携・協力関係構築・維持発展には特に力を注いでおり、地方事務所広報誌「法テラスながの」を発行しコミュニケーションを図っています（2007年2月で第9号になりました。）。松本地域事務所も取扱業務が民事法律扶助業務・国選業務だけにもかかわらず多数の問合せ電話や来訪者があり、事務所が市役所庁舎内で利用し易いとの声をいただいています。

■問い合わせ方法比較

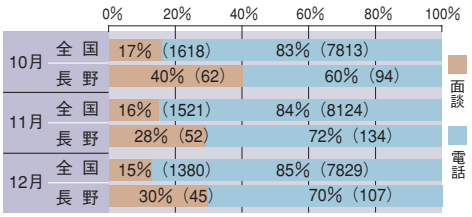

市民及び関係機関・団体の大きな期待を乗せてスタートした長野地方事務所・松本地域事務所は、早くも地域に根付きはじめ、着実に育っています。

法テラスへの期待

―消費生活センターと法テラスのタイアップを基に―

長野市生活部市民課消費生活センター
所長　清水　正宣

昨年10月、長野市の消費生活センターの事務室と法律相談室は法テラス長野と同じビルの同じ階に移転しました。消費者トラブルの中には事件として法的解釈を必要とし、法律相談がふさわしい場合もあり、“それは法律相談に予約を入れてください”とお願いすることがしばしばありました。移転をして4か月半、窓口の消費相談者のなかで法律相談が良いと判断した時は、同じ階の法テラスに案内することができます。また、法テラスの窓口から消費生活センターに紹介される相談者もあり、一度足を運ぶと必ず適切なアドバイスが得られると市民には好評です。

今後は法テラスとタイアップし、各種の相談機関等との連携・協力を一層深め、市民が必要とする多様なサービスに迅速に対応したいと考えておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

スタッフ弁護士奮闘中

新たなフロンティアへの挑戦

松本地域事務所スタッフ弁護士
南川　　学

私が法テラス松本法律事務所に赴任して業務を開始してから、4か月半が経過しました。東京で1年ばかり弁護士業務を行っただけで、いきなり縁もゆかりもない松本へと1人で赴任して、きちんと業務をやっていけるのか…という不安を抱えて当地へとやってきました。しかし、10月の業務開始とともに、大波のように民事扶助相談や刑事国選事件が舞い込んできたことから、ただ無我夢中に、1件1件相談者であったり被疑者・被告人であったりの立場になって、抱えている問題点を解決すべく頑張っているうちに、あっという間に時が過ぎ去ってしまったというのが実感です。

ようやく相談を受けた事案を事件として受任して、債務整理事案で破産申立や過払金返還訴訟を提起したり、離婚事案で調停や訴訟を申し立てたり、被告人と接見するため長野県中を移動したりと、法律事務所として、本格的に始動し始めたところです。

若手弁護士1人、事務員1人と小粒な法律事務所ですが、困っている地域の人々を直接助けたいという私自身の素朴な正義感に突き動かされて、フットワークよく日々奮闘していきたいと思います。

Information

法テラス

『法テラス』創刊にあたり

日本司法支援センター（法テラス）は、「司法を国民にとって身近に」の理念を実現するため、「総合法律支援法」にもとづいて設立されましたが、この4月10日、設立1周年を迎えます。

法テラスは、人々が日常生活において遭遇するあらゆる法的トラブルについて気軽にお問い合わせいただくことができる情報提供業務をはじめ、経済的に恵まれない方に対して裁判費用の立替等を行う民事法律扶助、国選弁護、犯罪被害者支援、司法過疎対策など、公益性の高い各種の業務を行っています。

そして私どもは、ひとりでも多くの方々に法テラスの存在を知っていただき、ご利用いただきたいと考え、このたび広報誌『法テラス』を創刊することといたしました。

『法テラス』は当面、季刊の予定ですが、これからも、法テラスからのさまざまな情報を満載してお届けしてまいりたいと思いますので、引き続き『法テラス』をご愛読くださいますようお願い申し上げます。そして、皆様方からのご意見やご要望などをお寄せいただければ幸いです。

2007年3月

発行責任者　常務理事　寺井　一弘

4月10日は 法テラス の日です。

法テラスでは、法人設立日である4月10日を記念して、
毎年4月10日を「法テラスの日」とすることといたしました。

日本司法支援センター役員等の体制

理事長
　金平　輝子
理　事
　寺井　一弘　弁護士
　軍司　育雄　弁護士
　岩瀬　　徹　上智大学法科大学院教授
　西川　元啓　新日本製鐵（株）常任顧問
監　事
　馬場　義宣　学習院大学法科大学院教授
　羽田　悦朗　司法書士・公認会計士
事業企画本部長
　岩井　重一　弁護士
本部事務局長
　一木剛太郎　弁護士
審査委員会委員長
　小島　武司　桐蔭横浜大学法学部長・
　　中央大学法学部名誉教授

日本司法支援センター本部及び地方事務所組織図

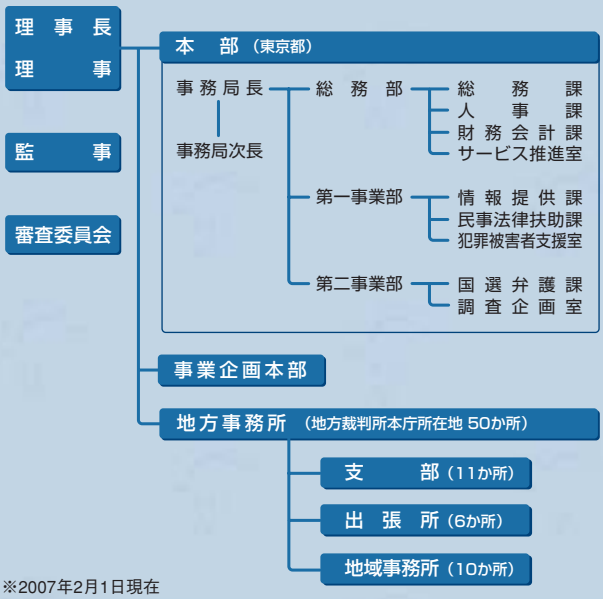

※2007年2月1日現在

法テラス

発　行
日本司法支援センター（法テラス）本部
〒102-0073　千代田区九段北4−2−6　市ヶ谷ビル6階
電話　0503383−5333（代表）